

1. 件名：国立大学法人京都大学と定期事業者検査に関する面談

2. 日時：令和2年4月7日 13:00～14:00

3. 場所：原子力規制庁 2階 会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門 大東首席原子力専門検査官

核燃料施設等監視部門 熊谷統括監視指導官、関主任監視指導官

京都大学複合原子力科学研究所原子力基礎工学研究部門 教授 他4名

5. 要旨

○京都大学から、新たに導入した定期事業者検査について、以下の質問と回答があった。

- ・施設管理方針を定期事業者検査報告書に記載する必要はあるか。
- ・施設管理実施計画において原子力防災資機材を記載すべきかどうか。
- ・令和2年3月30日に実施した面談において核分裂計数管、電離箱単体が検査対象としていないことについて、検査方法を定め検査対象とする旨回答があった。

○原子力規制庁から、以下のとおり伝えた。

- ・施設管理方針について事業規則においては、記載を要求していない。
- ・「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」のⅦ. 設計想定事象等に係る保全に関する措置の3. 資機材の管理等に記載のとおり、原子力防災のための資機材の管理を施設管理の一環で管理する場合は、必要である。
- ・核分裂計数管から計数率計までを分割して検査を実施する場合、入出力箇所が重複するように検査方法を設定すること。

6. 配布資料

なし